

例 言

1. 本書は、埼玉県入間郡大井町の個人住宅建設などの小規模開発に伴う、記録保存のための町内東部遺跡群発掘調査報告書である。
2. 発掘調査および整理作業は、国（1,700,000円）、県（850,000円）の補助金を受け、平成元年6月22日から平成2年3月31日まで実施した。

3. 調査組織

調査主体者	大井町教育委員会
教育長	小林 茂吉
社会教育課長	吉田 和子
町史・文化財係長	多田 威
町史・文化財係	坪田 幹男・桜井 信枝・高崎 直成
発掘調査担当者	坪田 幹男・高崎 直成

4. 本書の執筆は調査担当者が下記のように分担した。

Ⅰ・Ⅲ・Ⅵ・Ⅷ・Ⅸ章：坪田、Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅶ・Ⅹ章：高崎。

遺構図版作成は小林登喜枝、土器・石器実測図版作成は高崎があたり、土器拓影図版作成には整理作業参加者全員の協力を得た。また本書の編集・挿図の作成については今井堯氏の絶大な援助と協力を得た。

5. 各遺跡の調査から報告書刊行に至るまで下記の諸氏、機関よりご指導、ご協力を賜った。

荒井幹夫、今井堯、内田賢司、神木繁嘉、小出輝雄、駒井和久、笹森健一、塚田政子、松本新八郎、松本富雄、三上七五郎、柳井章宏、和田晋治、（敬称略）

埼玉県教育局指導部文化財保護課、大井町大井・苗間第一土地区画整理組合。

6. 発掘調査ならびに整理作業参加者は下記の皆様である。銘記して、謝意を表したい。

（発掘調査参加者）敬称略

新井唯二、飯塚泰子、石川与一、井坪志津子、井上晴江、内田信治、海老原サナエ、大曾根キク子、太田明代、奥村友子、遠田つる、笠原英子、金子君子、木村美和子、小林こずい、佐久間ひろ子、佐藤あい子、佐藤至一、佐藤みえ子、塩田佐代子、柴田しづ子、鈴木英子、鈴木健蔵、関田成美、高木千恵子、田村福次郎、豊島礼子、中嶋末子、中島優子、並木宗次、西山しめ子、野岡由紀子、比嘉洋子、細谷清作、松本美恵子、山内栄美子、山下一枝、弓和子、若林紀美代

（整理作業参加者）敬称略

石垣ゆき子、須藤さち子、柚木嘉図子、高橋けい子、中田藤子、中野和子

凡 例

1. 本書の図版の縮尺は、住居・土坑 $\frac{1}{50}$ 、炉 $\frac{1}{50}$ 、土器実測図 $\frac{1}{4}$ 、土器拓影図 $\frac{1}{3}$ とした。
2. 遺構図中の細数字は床面もしくは確認面からの深さ（cm）を示す。
3. 胎土粒子に関する各項の規準は次のように定めた。
小礫：2.0mm以上、粗砂：0.2～2mm、細砂：0.2mm以下。
4. 土器図の断面図の表図は、「網目」が繊維含有、「黒丸」が雲母末を含有する縄文土器を表わしている。

I. 経 緯

○ 調査に至る経緯

埼玉県大井町は、首都圏30km圏内の県西南部に位置する。かつては畑作を中心とする純農村地帯であったが、昭和40～50年代にかけて人口で約22,000人、6,000戸が急増した。面積8kmで現在の人口は38,000人を超えている。昭和60年代以降は、大規模な土地区画整理事業が進められ、町内遺跡の約80%近くがその区域内に位置しているため、土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査が町遺跡調査会により通年実施されてきている。町では、1978年以来国庫補助を受けて「町内東部遺跡群発掘調査事業」として民間の小規模開発に対処するため、埋蔵文化財の調査を実施してきた。遺跡の調査は、庁内関係各課と連絡調整して行ってきた。農業委員会事務局から農地転用許可申請段階、また建設課から開発事前協議建築確認等の申請段階でそれぞれチェックされ、教育委員会は遺跡地図と照合のうえ現地踏査を実施し、遺跡の状況を確認したうえ、遺跡に影響を及ぼすとみなされる工事主体者に連絡し、協議を行った。その結果、教育委員会が記録保存のための発掘調査を工事主体者から依頼され、教育委員会が発掘調査主体者となって調査を実施することになったものである。平成元年度の調査は、下記の11箇所であった。民間及び公共事業に伴う埋蔵文化財の試掘調査についても、国庫補助事業として対応した。

No	遺 跡 ・ 地 点 名	所 在 地	調査面積	調 査 期 間
1	大井戸上遺跡試掘調査（第2地点）	大井町大字大井字東台231・232	974㎡	6. 22～7. 20
2	西ノ原遺跡第38地点	〃 苗間字西ノ原142-2	74㎡	8. 29～9. 12
3	西ノ原遺跡第39地点	〃 〃 142-2	94㎡	8. 29～9. 12
4	亀居遺跡第17地点	〃 亀久保字亀居995-3	112㎡	9. 14～9. 18
5	本村遺跡試掘調査（第8地点）	〃 大井字東原134	200㎡	9. 11～9. 13
6	東台遺跡試掘調査（第15地点）	〃 大井字市沢577-1	600㎡	10. 17～11. 10
7	浄禪寺跡遺跡試掘調査（第4地点）	〃 苗間字神明後346-1	150㎡	11. 15～11. 25
8	本村遺跡試掘調査（第9地点）	〃 大井字東原138	200㎡	12. 4
9	本村遺跡第10地点	〃 〃 172-1	500㎡	2. 21～2. 28
10	本村遺跡試掘調査（第11地点）	〃 〃 82-3	370㎡	2. 7～2. 22
11	亀居遺跡第19地点	〃 亀久保字亀居1,007	613㎡	3. 12～3. 26

上記の調査のうちNo.2～4、9、11は個人住宅の建設に伴う事前の記録保存の調査であった。1は会社寮建設、5は土地区画整理事業に伴う小学校グラウンド移設予定地の試掘調査。6は資材置場予定地、8は町のゲートボールコート予定地、10は大井・苗間第一土地区画整理事業に伴う範囲確認調査であった。このうち1、5、6については試掘調査の後、本調査に移った。7は当面の開発がないため検出遺構のみ調査した。8は遺構を確認したが、基礎工事の掘り込みが浅く地下の遺構に影響を与えないとの判断から盛土により遺構を保存をした。

また本報告書には、以上の11箇所の調査に加え、西ノ原遺跡第40地点、亀居遺跡第18地点の調査報告を、遺跡の構成をさらに総合的にとらえるために参考資料として掲載した。

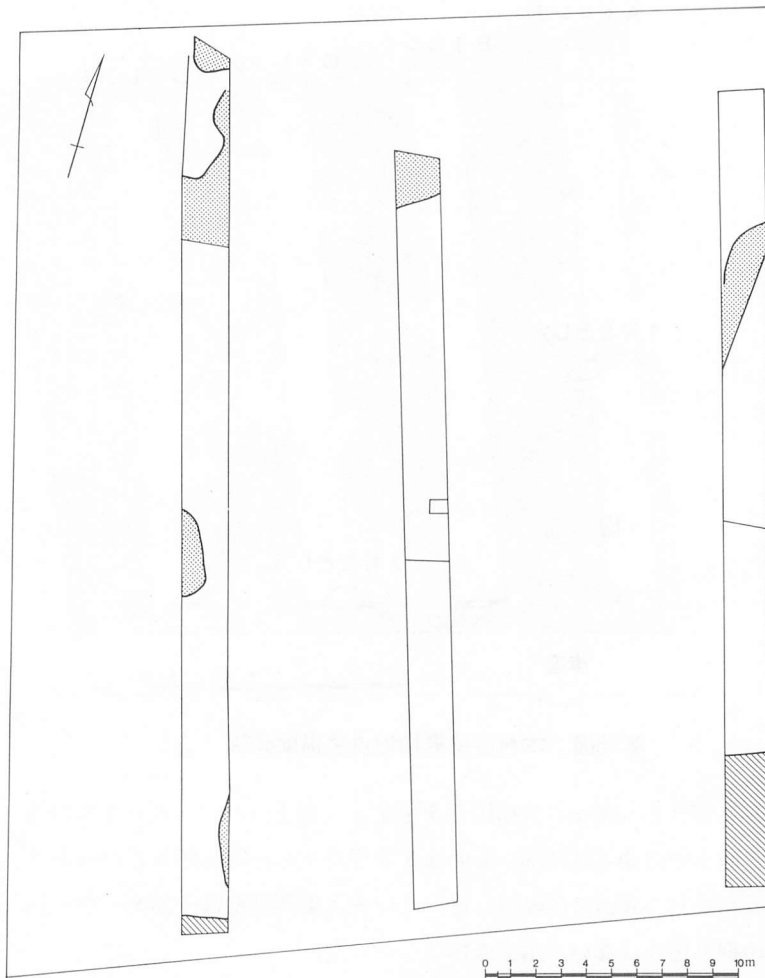
VI. 本村遺跡



第52図 本村遺跡の地形と調査区 (1/5000)

1. 遺跡の立地と環境

これまで東原遺跡と弁天後遺跡とそれぞれ呼称していた遺跡を、両者の調査進展に伴い、同一遺跡である事が判明し、1989年9月に本村遺跡と改称した。調査地点については東原遺跡の地点を継続している。東原遺跡は、戦国期に当地周辺の開発に尽力した“大井四人衆”のうちの1人、塩野庄左衛門尉の屋敷跡と認識され、1978～80年にかけて3次の発掘調査が実施された。結果、地下式塋二基、土塋、柱穴群が検出されたが、名主屋敷と断定できる決定的な遺構の検出はできなかった。4～7地点の調査では、弁天後遺跡と同一遺構をもつ、中世期の村落



第54図 本村遺跡第9地点 試掘調査区 ($\frac{1}{300}$)

VI-2 本村遺跡第9地点

町立ゲートボールコート場造成に伴う試掘調査である。

本地点は旧東原遺跡の南側の標高18mの低位面に位置する。調査区の西側には旧砂川堀が南北に流れ、それに沿うように細い現道がつけられている。調査区のすぐ北側の緩斜面上は「池端^{いけはた}」と呼ばれかつて耕作の折に板碑が出土したという地主の話聞いた。

周辺一帯は畑地がひろがり、遺跡は比較的良好に保存されているが、縄文時代の遺跡等とちがって地表に散布している遺物量はきわめて少量といえる。現に発掘調査によ

って出土する遺物総数も遺構の割には少ないのが特徴である。もっぱら縄文期の遺跡からは遺構外出土土器も一定度出土するが本遺跡のように中世期の村落遺跡からは、表土除去や、遺構確認面の精査段階で少なく、遺構内から単品で出土するケースが多いといえよう。本村遺跡は町内はもとより、県西部地域内でも比較的保存状態の良好な中世村落遺跡で、東西約500m、南北約200mの範囲にわたっている。近世に川越街道が整備され、大井宿として集落が街道沿いに移る以前の、つまり、室町^{むろまち}～戦国時代の集落であったと思われる。「本村」と昔から呼ばれている一帯や、村の草堂を指す「古堂」という地名が現在まで残っている。

試掘調査は、幅2m、長さ30～35mのトレンチを3本南北に設定し、重機により表土を除去した。その後人力で遺構の有無を確認した。表土の厚さは北側で50cm、南側で70cmで遺構確認面は、滞水したような赤褐色のローム面であった。結果、トレンチの南側では旧砂川堀の沖積面の北へりを確認した。3本のトレンチとも、溝状遺構のプランを検出したため、ゲートボールコートの造成にあたっては、地下の遺構に影響を与えないよう盛土による保存をおこなった。